

企業版ふるさと納税

企業版ふるさと納税を活用して ふるさと博覧会と一緒に盛り上げませんか？

ふるさと博覧会の協賛金募集に企業版ふるさと納税を活用します！

1. 企業版ふるさと納税とは

「企業版ふるさと納税」は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせて、税額控除(寄附額の最大6割)により、**最大で寄附額の約9割が軽減**され、実質的な企業の負担が約1割まで軽減されます。



例 100万円寄附すると、最大約90万円の法人関係税が軽減

- ①法人住民税：寄附額の約4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
 - ②法人税：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
 - ③法人事業税：寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)
- ※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

2. 制度活用にあたっての留意事項

- 1回当たり**10万円以上の寄附**が対象となります。
- 南風原町に本社がある場合の寄附については、本制度の**対象となりません**。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
- 寄附を行うことの代償として**経済的な利益**を受けることは**禁止**されています。
例：× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。 × 寄附を行うことを入札参加要件とする。
× 寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用する。
※地方公共団体の広報誌やホームページ等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た上での地方公共団体との契約などは問題ありません。
- 地方公共団体が寄附した企業を周知することは可能**です。
ふるさと博覧会では特典として、企業名・企業ロゴ等をホームページやチラシ、横断幕等に掲載して周知します。

